資料４　用語解説

■あ行

秋田県ＴＰＰ農業関連対策大綱

平成28年３月に秋田県で策定したＴＰＰ対策の大綱。国の政策大綱を踏まえつつ、秋田県の農林水産業の特徴を生かし、国内外に打って出る攻めの農林水産業を目指した体質強化策を実施していくなど、「攻め」と「守り」の両面から関係施策を推進していくための基本方針。

秋田県水と緑の森づくり税

平成20年４月に秋田県が、「ふるさと秋田」の多様な森林を将来にわたって健全に守り育てていくために、県民全体で支える森づくりという視点に立ち、地球温暖化の防止、県土の保全、水源涵（かん）養などの公益的機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、魅力ある「水と緑の秋田」を次の世代に引き継ぐため、県民参加による森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため創設された税。

いこいの森

市民の健康増進及び憩いの場を提供するとともに、景勝地の保護利用を図るため設置した横手市立自然公園の略称。横手市内には、７か所の自然公園があり、次のとおりである。

・横　手　横手いこいの森
・増　田　亀田稲荷の森
・平　鹿　白藤清水公園／平鹿いこいの森
・雄物川　鍛冶台いこいの森
・山　内　山内いこいの森／武道山いこいの森

ｅｃｏライス

農薬の薬効成分とその使用回数により積み上げた使用成分回数を、秋田県が示している一般的な栽培方法より、半分（10成分）以下に抑えて栽培された環境にやさしいお米で、県が栽培推奨している。「あきたｅｃｏライス」とも言う。

ＪＡ秋田ふるさとにおいては、「ｅｃｏライス」の取り組み100％を目指し、営農指導を進めている。

■か行

加工用米

清酒や米菓、みそ、しょうゆなどの原料に使われる。国の生産調整（減反）で主食用米が作れない水田で育てられる。品質は主食用米と変わらないが、食糧法などで主食用への転用は禁じられている。袋に「加」のマークを表示することが決められているほか、原則、米粒を数個に砕いて袋詰めされる。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

一部の国や県の補助事業などの支援策において、家族経営協定が要件の一つとなっている場合がある。

カバークロップ

稲刈り後など作物を作らない期間に土壌侵食の防止を目的に作付けされるイネ科やマメ科などの植物のことで、同時に緑肥（枯れる前に肥料として土に混ぜる）としての役割もあり、地力増進につながる。

カーボンオフセット

人間の経済活動や生活などを通して排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業（排出権購入）などによる削減活動によって、他で直接的・間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称。

カワウ

カツオドリ目ウ科に分類される鳥類の一種で、名前の由来は文字通り「河（川）」に生息する「鵜」である。日本では九州から青森県以南の河川や湖沼等に生息しているが、生息域の拡大により、近年人工的に放流したアユやアマゴなどの食害による漁業被害が問題となっている。

環境保全型農業

農業のもつ自然循環機能の維持増進を図り、持続的な生産活動を推進するとともに、環境への負荷の低減を図るため、国が推進している取り組みで、カバークロップの作付けや堆肥の施用・有機農業の取り組みなどを実施した場合、交付金が支払われる制度がある。また、食料・農業・農村基本法において、適切な農業生産活動を通じて環境保全に資するという観点から、環境保全型農業の確立を目指している。

間伐

森林において樹木の健全な発育を助けるために一部の木を切ること。劣勢な木や欠点のある木、立木の過密により切った方が良いと思われる木を間引いて、残った木の健全な成長を促す手段。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において、農家民泊などにより自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動で、横手市においても実施されており、特に大森地域で農家民泊が盛んである。

経営所得安定対策

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（価格下落時の差額補てん対策）の実施を中心とした制度。

麦・大豆などの畑作物や飼料用米などの新規需要米の作付けに対して厚く交付金が支払われるほか、横手市においては、振興作物など野菜の生産に対する独自の支援策も実施している。

系統出荷

青果物の生産農家がＪＡなどを通じて出荷することで、主に青果物市場を介して消費者へ供給される。逆に農家が直接卸業者や小売店などに出荷することを個人出荷という。

減農薬・減化学肥料栽培

慣行栽培（従来からある化学肥料や農薬を使用した栽培方法）より化学合成農薬や化学肥料の使用を抑えた栽培方法。そのうち、化学合成農薬の使用回数と化学肥料の窒素成分量を、それぞれ50％以下で栽培した農産物を、特別栽培農産物と呼ぶ。

耕作放棄地

農業センサスの定義に基づき、以前耕作したことはあるが、一年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない農地。農地法で言う遊休農地とほぼ同意であるが、調査の方法が異なるため、必ずしも面積が一致しない。近年働き手の減少により、経営縮小のために使われない農地が増えている。

■さ行

酸性土壌

農地で作物を栽培したり、雨などにより石灰成分等が流されることで、ｐＨ（ペーハー）が酸性を示す土壌の総称。日本のように温暖多雨な気候条件下では、酸性に傾きやすく、酸性土壌になった場合は、石灰などのアルカリ分を含む資材を散布し、ｐＨを調整することで作物の栽培に最適な土壌環境を作る。

なお、栽培に最適なｐＨは品目により異なる。

産直交流事業

農協や生産組合等が首都圏の消費者などと直接売買する過程において、消費者を生産地に招いて農業体験や意見交換を行うなどの交流をする事業。

消費者にとっては生産者の顔が見えるため、安心で安全な農産物を購入でき、生産者にとっては、交流による信頼感から販路の拡大が期待できる。

残留農薬

栽培の過程で散布されたり輸送時に散布された農薬が、食品中に残ってしまったもの。過剰に散布した農薬や隣接作物に散布した農薬が残留農薬となり、問題となっている。

ＪＡ秋田ふるさと地域農業振興計画

秋田ふるさと農業協同組合が平成28年度から平成30年度までの地域農業の振興計画を策定したもので、平成28年３月30日の臨時総代会で承認された。

Ｊークレジット

太陽光などの再生可能エネルギーなどに取り組む事業者や森林の所有者などが、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減や吸収による効果の量により、それを「クレジット」として国が認証し売り出すこと。

Ｊ‐クレジットを買い取った企業などは、環境に配慮した取り組みによるＰＲ効果が期待でき、その買い取りによる収益は温室効果ガス削減への事業資金として活用される。

治山事業

保安林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや、森林が持つ水源のかん養機能(地下水の保持機能)を高めたり、さらには緑豊かな生活環境の保全・形成等を目指している事業のこと。

集落営農組織

農家が集落内の農地を共同で管理するための共助組織で、共同で農機具を所有したり、農作業の生産行程の全部又は一部について共同で取り組む。

将来的な法人化を目指している組織が多い。

循環型農業

家庭や飲食店などから出る食物残さや農作物の生産過程で出る野菜くずなどを、家畜の飼料として活用し、その家畜のふんを堆肥として利用することで、有機物を循環させる農業のこと。

化学肥料が使われる以前は、日本ではもともと循環型農業が行われていた。

食育

農村体験などの様々な経験を通じて「食」に関する知識と理解を深め、健全な食生活を実践することで、心身ともに健康的な人間を育てるための学習の取り組み。

健全な食生活の実現により、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係の構築や、豊かな食文化の継承及び発展などを進めるため、平成17年に食育基本法が制定された。

食と農からのまちづくり

「市民が食に学び食を楽しみ食で潤うまちを目指す」ことを基本理念に、市の共通財産である「食文化」と「農業」により、住民の心と体を育み、暮らしに潤いを与えてくれるこれらの宝物を最大限活かし、まちに元気をもたらそうとする横手市独自の取り組み。

食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法の基本理念や基本施策に基づき、農業・農村が、経済社会の構造変化等に的確に対応し、その潜在力を最大限発揮しながら、将来にわたってその役割を適切に担っていけるよう、施策の改革や国民全体による取り組みを進めるための指針として制定されたもの。

平成12年に初めて制定され、平成27年３月に第４回目の計画が制定された。

飼料用米

牛や豚など家畜のエサにするために生産される米で、現在では「べこごのみ」などの多収性の専用品種もある。

除伐

育成している樹木の生育の妨げとなる種類の樹木や、森林を管理する上で支障となる樹木を伐採すること。

しかし、近年では、生物多様性や環境保全の観点から、針広混交林など目的の樹木でなくても残す方法も一部で進められている。

針広混交林

広葉樹と針葉樹が混生する森林で、生物多様性や土砂流出防止などの公益的機能を高める効果があり、全国各地で森林の針広混交林化が進められている。

新・横手市観光振興計画

観光を取り巻く急激な変化に対応し、さらなる横手の「地域活性化」・「経済効果」及び「雇用創出」による地域の維持と存続を目指し平成27年度に策定された計画。

農業分野では、食文化の発掘や地元食材の活用などの取り組みを掲げている。

水源涵（かん）養

森林や山林の土壌が雨水などを貯留することで、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、川の流量を安定させたり、雨水が森林土壌を通過することにより、地下水の水質が浄化されたりすること。

スーパーＬ資金

農業経営基盤強化促進法に基づき認定された農業者(認定農業者)が利用できる経営改善のための制度資金で、農業経営基盤強化資金の略称。

農業等の生産力の維持・増進のため、農地や機械・施設などの導入に必要な比較的規模の大きい資金の借入れにあたり、日本政策金融公庫が融通する低利の長期資金のこと。

青年就農給付金

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（２年以内）及び経営が不安定な就農直後（５年以内）の所得を確保するための給付金制度。

市が作成する人・農地プランへの位置付けなど、給付を受けるためには一定の要件がある。

生物多様性

人の手が加わっていない自然の生態系が持つ複雑で多様な生物の営みのこと。開発や地球温暖化など自然環境の悪化に伴い、生物の多様性が失われつつあり、多くの生命にとって欠かすことの出来ない生物多様性の保全が求められている。

生理障害

特定の栄養分の過不足などにより、収穫物が病気や害虫による被害に似た障害や症状が出ること。

トマトでは、カルシウム不足による尻腐れなどの生理障害が確認されている。

生物農薬

害虫駆除のために、生物を用いること。害虫の天敵を利用した天敵農薬、ウイルス・細菌を利用した微生物農薬、性フェロモンを罠として用いる製剤、不妊化した雌を放し害虫の繁殖を抑える方法などが開発されている。

全国発酵のまちづくりネットワーク協議会

平成20年３月に横手市で開催された「全国発酵食品サミット」の翌年、発酵をキーワードにまちづくりをしている方々とのネットワーク構築を目的として設立した協議会。平成28年11月現在で23団体（会員）が加盟し、発酵食品による食育と健康的な食習慣作りの推進などを目的に、全国的な発酵文化のネットワークづくりを進めている。

造林事業

将来的な木材の安定供給や自然災害の未然防止などのため、樹木の植付けや下刈り、間伐などにより健全な森林の造成や保育を行うこと。

■た行

第３次横手市男女共同参画行動計画

平成28年３月の第２次行動計画の終了に伴い、その検証結果を踏まえ、横手市の今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため策定した計画。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「横手市女性活躍推進計画」と一体的に策定された。

第２期ふるさと秋田農林水産ビジョン

秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例第９条に基づく基本計画として、また、県の運営方針である「第２期ふるさと秋田元気創造プラン」を補完し、農林水産施策全体を網羅する基本計画として位置付けられたもので、秋田県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を示したビジョン。

県の農林水産業が魅力ある成長産業として持続的に発展していくため、生産性の向上や競争力の強化により、国内外に打って出るトップブランド産地を形成するとともに、加工や流通・販売などの異業種と連携した６次産業化の促進等により、秋田県産農林水産物の付加価値向上と地域の雇用拡大を図る内容となっている。

第２期横手市教育ビジョン

「第２次横手市総合計画」に掲げられた『楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり』を実現するため、教育基本法第17条第２項の規定に基づいて策定する横手市の教育振興基本計画のこと。

「郷土を愛し、共に語り、 共に未来を切り拓く人を育てるまち、横手」を基本目標に、子どもから大人まで一人一人が「高い志・夢」をもってふるさと横手で明るく生きていくこと、協働を通して互いに心を響かせながら、市民と行政が一体となって教育施策の展開を図る内容となっている。

第２次横手市環境基本計画

「第２次横手市総合計画」に掲げられた『美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり』を実現するため、横手市環境保全条例第７条に規定する基本的施策に基づき、かつ国や県の環境基本計画との整合性を図りながら、市の環境政策の基本的な方向を示した計画のこと。

市民、事業者の自発的な環境保全活動と市の環境施策を有機的に結び付け、総合的かつ計画的に推進することで、市の望ましい環境像の実現を目指す内容となっている。

第２次横手市食育推進計画

市民が生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送ることが出来るよう望ましい食育活動を進めるため、平成27年３月に策定。

食育基本法第18条に基づく市町村計画であるとともに６次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）第41条に基づく地域の農林水産物の利用促進についての計画としても位置づけられている。

第２次横手市総合計画

厳しい社会経済環境に対応した持続可能なまちづくりを進めるとともに、「みんなの力で未来を拓（ひら）く　人と地域が燦（かがや）くまち　よこて」を目指す、市政運営の基本的な指針となる内容の計画で、市の各計画の最上位計画にあたる。

平成28年度から平成37年度までの10年間における市の将来像と、それを実現するために魅力あるまちづくりに取り組むこととしている。

多面的機能

農業・農村の多面的機能とも言い、農業・農村が農産物の生産という機能だけでなく、国土の保全、水田のダムとしての働き、自然環境の保全、地域社会の維持活性化など、様々な側面での機能があること。

また、本計画では、同様に、森林が水資源の確保や自然環境の保全、良好な景観形成など様々な機能があることから、森林整備においても多面的機能という言葉を使用している。

多面的機能支払交付金

農村が持っている自然環境の保全や美しい風景の形成などの多面的機能を、適切に発揮するため地域の共同活動に対し、国が交付する交付金のこと。

交付金には、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的な活動を対象

とする農地維持支払交付金と、水路や農道等の施設の軽微な補修、景観植物の植栽やビオトープづくり（多様な生き物が住みやすい環境づくり）などの活動を対象とする資源向上支払交付金の２種類がある。

地域価値創造拠点整備基本構想・基本計画

横手市実験農場の機能を強化し、園芸生産の振興と６次産業化の推進により、生産者の所得の向上と農業後継者の確保・育成を図るための方策を明らかにするとともに、実験農場の機能を強化した「地域価値創造拠点」の整備・運営に関する構想・計画のこと。

地下水熱ヒートポンプ

空調設備などに使用する、地下水熱を利用した熱交換システムのこと。

地下水は、二酸化炭素の排出が少ないクリーンエネルギーであり、空気と違い一年中温度変化が少ないため、特に冬場の暖房においてコスト削減が期待されており、現在注目されている。

地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のこと。

大気や海洋の平均温度の上昇に加えて、生態系の変化や海水面上昇による海岸線の浸食といった、気温上昇に伴う二次的な諸問題を含めて「地球温暖化問題」と呼ばれる。

畜産クラスター事業

畜産クラスターとは、畜産農家をはじめ、流通加工業者、農業団体、行政などの地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。

この関係者による協議会が作成する「畜産クラスター計画」に基づき導入する機械や設備に対して、国が支援する補助事業の総称を畜産クラスター事業と言う。

地産地消

地域生産地域消費の略語で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で言われている。

近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まってきている。

チーム・プラスＹ

「地産地消」の実践により、生産者と消費者との顔が見える流通の促進や自給率の向上等に貢献するため、横手市が推進する「食と農からのまちづくり事業」の一環としてスタートする全市民参加型のプロジェクトのことで、市独自の取り組み。正式には、『食と農』チーム・プラスＹと言う。

この活動に賛同し参加する場合は、行動目標に合わせた地産地消運動の取り組みを宣言し、実践する必要がある。優秀な取り組みやユニークな取り組みは表彰もしている。

中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがった農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

長伐期施業

通常の樹木を伐採する樹齢（スギの場合は40年程度）よりも長い樹齢で伐採すること。スギの場合は、概ね２倍程度の80年に相当する林齢で伐採を行う。

釣りキチ三平の里体験学習館

旧増田東小学校の廃校舎を利用して整備した宿泊型体験学習施設。

「山」、「川」、「樹木」、「雪」から発せられる「光」、「風」、「色」、「匂い」の中での自然体験、さらに里山農業と昔の生活文化にふれることで、学ぶ意欲、思いやりの心、自立心、規範意識等を育むことを目的に平成22年に開館した。

鳥インフルエンザ

Ａ型インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる鳥類の感染症のこと。

これまで中国や韓国を始め東南アジアなどで、鶏やウズラなどの家禽に大きな被害が確認されており、日本においても一部被害が出ている。

カモや白鳥など渡り鳥を介して世界的に広がっているほか、高病原性で他の動物や人間などへの感染も確認されており、世界的な流行が懸念されている。

ＴＰＰ

太平洋周辺の国々の間で、ヒト、モノ、サービス、カネの移動を、関税を無くすなどほぼ完

全に自由にしようという国際協定。TPPとはTrans - Pacific PartnershipまたはTrans - Pacific Strategic Economic Partnership Agreementの略称で、環太平洋経済連携協定、環太平洋戦略的経済連携協定、環太平洋パートナーシップ協定などと訳される。

■な行

内水面漁業

河川、池、沼など淡水における漁業のことで、漁業法において海洋上の漁業と区別されている。また、淡水魚および淡水生物の養殖は、内水面養殖業という。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想に示されている、効率的で安定した農業経営の達成を目標とする「農業経営改善計画」を市区町村に提出し、認定を受けた農業者及び農業法人のこと。

農家民宿

農業者が経営し、宿泊客に農作業や郷土料理づくりなどの農業、農村体験を楽しんでもらう宿泊施設のこと。宿泊客は、農村に滞在し、農作業の体験などを通じて、自然・文化・人とのふれあいなど、田舎の魅力を十二分に味わうことができる。

農業委員会

農業者の公的代表として、公選等により選出された農業委員により構成される行政委員会で、地域の農地の確保・保全の観点から、農地パトロールや農地法に基づく農地の権利移動の許可などの業務を行っている。

農業近代化ゼミナール

昭和45年に農業後継者としての資質の高揚と若手農業者同士の交流を図ることを目的に設立された組織のこと。

全国的には、「農業青年会議」や「農業青年クラブ」という名称で活動している地域もある。

平成27年10月には、これらの組織に所属する全国の農業青年が一堂に会し、全国農業青年交換大会が秋田県で開催された。

農業経営改善計画

農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想に示されている「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」を達成するため、個人農業者又は農業法人が５年後に同構想の所得目標の達成を目指す農業経営の改善に関する取り組みなどを記載した計画のこと。市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者が認定農業者となり、国や県が実施する様々な担い手対策に取り組むことができる。

農業経営安定化対策資金（マル農）

農業者の経営の安定化を図るため、横手市が独自に創設した融資あっせん制度で、市内のすべての農業者（農家基本台帳登録者）の方々が利用できる。通常の運転資金や農業機械の購入などに充てる「一般型」と、市が特定した自然災害を受けた農家が、その復旧のために利用できる「自然災害型」の２種類がある。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

農業経営基盤強化法に基づいて、将来にわたり効率的かつ安定的に農業経営できるような目標を示し、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用の集積や経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための構想のこと。

目標とする所得水準を達成するための営農類型ごとの経営規模を示し、農業経営改善計画の認定の判断基準としている。

農業公社

本計画においては、公益社団法人秋田県農業公社を示している。

秋田県農業公社は、県と市町村が出資している公益社団法人で、農地中間管理機構にも指定されており、農地の貸借や売買の仲立ちや新規就農者の育成支援、畜産振興などの業務を行っている。

農業振興地域整備計画

農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮しながら、将来的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域を定めた計画のこと。

農業振興地域整備計画の区域内の農地を農地以外に利用する場合は、対象地をこの計画から除外する必要がある。

農地中間管理事業

農業経営基盤強化法による農地の利用権設定（貸し借り）について、以前は出し手と受け手が直接契約していたが、農地中間管理事業では、農地を貸したい人が農地中間管理機構に貸付希望農地を登録し、規模拡大したい農業者がその農地を借り受けて規模拡大したい場合にマッチングが成立し利用権設定される制度のこと。

この制度では、担い手が集団的かつ効率的に規模拡大できるメリットがある。

この農地の貸借の間に立つ農地中間管理機構は農地集積バンクとも呼ばれ、秋田県では公益社団法人秋田県農業公社が県より指定されている。

農地転用

農地を農産物の生産以外の住宅・業務等の施設、道路、山林等の用途に変更すること。転用に当たっては農地法の許可又は届出が必要となる。

農地所有適格法人

農地法第２条第３項に規定された農業法人のことで、会社法、商業登記法、一般社団・財団法人法など法令の規定により法務局に登記されている法人形態とは異なる。

主たる事業が農業であることなど、一定の要件を満たせば農地所有適格法人とみなされ、農地の借り受けや所有をすることができる。

以前は農業生産法人と呼ばれていたが、平成28年の農地法改正により、条件が緩和され、呼称も変更された。

農林業センサス

国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など、農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにして、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し提供することを目的に行う調査のこと。

５年ごとに調査が実施されている。

農林水産業・地域の活力創造プラン

農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を幅広く検討するために、内閣総理大臣を本部長として関係閣僚とともに設置された農林水産業・地域の活力創造本部により策定された計画のこと。

農林水産業の政策や国土保全といった多面的機能を発揮するための施策を推進していくため、政策改革のグランドデザインとして平成25年12月に取りまとめられた。

■は行

ハザードマップ

発生の予測される災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度や避難の道筋、避難場所等を表した地図のこと。災害予測図という。

横手市では、雄物川、横手川、皆瀬川の氾濫に備えるため、洪水ハザードマップを作成している。

パルシステム

英語のＰａｌ（友達・仲間）とＳｙｓｔｅｍ（制度）を組み合わせた造語で、関東を中心とした１都９県で展開している消費生活協同組合（消費生協）の連合会「パルシステム生活協同組合連合会」の略称のこと。

食を中心とした商品の供給事業や、共済・保険事業、福祉事業などを展開している。

パルシステムと秋田南部圏食と農推進協議会

平成18年６月３日に設立した協議会で、首都圏と産地の交流をより広域的に進めることで、生産品の量的拡大や新規生産品の供給などを強化することを目的に設立された。構成団体は、次の10団体。

生活協同組合パルシステム千葉・生活協同組合パルシステム東京・パルシステム生活協同組合連合会・こまち農業協同組合・秋田ふるさと農業協同組合・雄勝りんご生産同志会・湯沢市・羽後町・東成瀬村・横手市。

人・農地プラン

それぞれの集落・地域において、将来的に地域の農地及び農村を維持していくため、中核となる担い手とその農地利用の方向性について話し合いを行い、人と農地の問題解決を図ることを目的として作成するもの。

備蓄米

緊急時に備え国が蓄えておく米のことで、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第２条第１項の規定により、政府が計画的に備蓄することになっている。

政府米150万トンを基本に、自主流通法人による民間備蓄50万トンが義務づけられており、その目標数量や運営に関し毎年の基本計画で定めることとされている。

フロンティア育成研修

正式名称を「未来農業のフロンティア育成研修」と言い、秋田県独自の制度である。

45歳未満で新たに農業を始めようとする方、又は現に農業を営む方が対象で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修修了後の県内就農が確実と見込まれることが条件となっている。

２年間、県の農業試験場や農業法人などで基礎研修と現地研修を受け、スムーズな就農を促し、その後の担い手の育成を目指している。

ＷＣＳ(ホールクロップサイレージ)用稲

日本語では稲発酵粗飼料用稲と言い、ワラをもみごと収穫し、発酵させた家畜用飼料のことで、発酵を促す添加剤を投入してフィルムでラッピングすることで発酵が進み、家畜が好み栄養価も高い飼料となる。

肥培管理が通常の水稲と同じであり、転作作物として交付金も受けることができるため、作付面積が拡大した。

■ま行

マーケットイン

消費者ニーズを優先し、顧客視点で商品の企画・開発を行い、提供していくこと。

「顧客が望むものを作る」「売れるものだけを作り、提供する」といった方法を指す。

緑の募金

「緑の羽根募金」は、国土緑化運動のシンボルとして、戦後の荒廃した国土に緑を復活させる目的で昭和25年から行われている。その後、緑の羽根募金運動の基盤強化と活動内容の多様化等を図るため、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づく「緑の募金」となり、全国で募金運動が行われ、募金を森林整備等に役立てている。

横手市では横手市緑化推進委員会（後述）が募金活動を行っている。

道の駅

国土交通省により登録されている、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設のこと。道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の人々のための「情報発信機能」、道の駅を核としてその地域の町同士が連携する「地域の連携機能」という３つの機能を併せ持っているのが特徴。

横手市では、「道の駅さんない」と「道の駅十文字」の二箇所で、それぞれに農産物の直売所がある。

民有林

国が所有する国有林に対して、個人・会社・社寺などが所有する私有林と市町村や財産区・県などの地方公共団体などが所有する公有林との総称。

■や行

有害鳥獣捕獲

生活環境や農林水産業にかかわる被害が生じたりする有害鳥獣被害を、様々な防除対策でも被害が防止できない時に、その防止や軽減を図るために行われる捕獲のこと。

捕獲は被害を受けている人、国や地方公共団体、農協及び森林組合などが行うことができるが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項に基づき、都道府県知事又は環境大臣の許可が必要となる。

遊休農地

農地法第32条第１項第１号の規定により「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」を言う。耕作放棄地と同意で使われることが多い。

ＵＪＩターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Ｕターンは出身地に戻る形態。Ｊターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。Ｉターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

横手市果樹産地構造改革計画

横手市の果樹農業の維持・発展を目的とした計画で、ＪＡや生産者など果樹関係者が一体となって雪害からの復興を図り、「消費者から求められる産地」、「意欲ある生産者で活気あふれる産地」を目指すもの。

横手市景観計画

景観法第７条に規定される「景観行政団体」が、同法第８条の規定により定める景観行政を進める基本的な計画のこと。

横手市の景観形成の総合的な指針となる計画として、市全体を対象とした良好な景観形成に関する基本的な考え方や方針及び基準等を明らかにすることで、市民・事業者・行政の協働により、地域特性やこれまで培ってきた歴史・文化を踏まえた、美しい田園風景やそれと調和した街並み景観の形成を実現することを目的としている。

横手市は、平成21年10月に景観行政団体になっている。

横手市国土利用計画

国土利用計画法第８条の規定に基づき、横手市の土地の利用に関する基本的な事項を定めた計画。

横手の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市全域の均衡ある発展を図ることを基本理念として、①都市地域②農業地域③森林地域それぞれにおいて、土地利用の基本的な方向を定めている。

全国計画及び県計画を基本として、平成24年３月に策定された。

横手市実験農場

市の基幹産業である農業の発展のため、新しい園芸作目の導入など、複合経営の推進による農家の所得向上及び農業経営の安定を目指し、農業の近代化に必要な農業経営のノウハウや栽培技術の習得、並びに横手市における拡大作目の適応性の実証などを行っている市直轄の施設のこと。

よこて農業創生大学事業では、新規就農者への研修事業や、研究機関との連携による新たな品種や栽培方法の実証などを行っているほか、地域種苗センターとしての役割も担っている。

横手市食育推進協議会

食育の実践の場である家庭・学校・地域がそれぞれ連携をとりながら、全市的な食育の推進を図るため、平成22年12月に設立された。

委員は、消費者、生産者、食品加工・流通業者、学識経験者、教育関係者、行政関係者などで構成されており、横手市食育推進計画に基づく様々な取り組みの検証などを行っている。

横手市森林整備計画

森林法第10条の５第１項に基づき、森林が持つ多面的機能の保持のため、計画的かつ適切に森林資源を管理することを目的に、市町村の森林施策の方向や伐採や造林などの森林施業に関する方針を定めた計画のこと。

平成26年度に策定され、平成27年度からの実施となっている。

横手市生活研究グループ協議会

旧８市町村の生活研究グループで組織していた横手市平鹿郡生活研究グループ連絡協議会が、平成17年の横手市の合併により一つの組織となったもの。事務局を県に置き、市内８地域に地域ごとの生活研究グループ支部がある。

生活研究グループとは、昭和40年頃に、農村生活における健康な暮らしと生活向上をめざすことを目的に、全国の市町村で生活改善グループが組織されたのを母体に、その後、社会情勢の変化などから、住みやすい快適な地域と潤いのある豊かな暮らしについて研究し、農村の優れた特性を活かした生活の実現を促進することを目的として改称された農村女性の組織のこと。

横手市定住自立圏共生ビジョン

平成22年に行った国の定住自立圏構想推進要綱第４の規定に基づき、市が中心市宣言したことを受け、横手地域と、増田地域、平鹿地域、雄物川地域、大森地域、十文字地域、山内地域及び大雄地域が相互に役割を分担し、住民が定住し、自立していくための諸機能が充実した魅力ある圏域を形成することを目的として作成された横手市定住自立圏形成方針に基づき策定された計画。

人口定住のために必要な生活機能を確保し、自立のための地域地盤を培い、地域の活性化を図ることを目的に平成23年３月に最初のビジョンが策定され、平成28年３月に新たに策定された。

横手市鳥獣被害防止計画

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣による農業への被害を防止するための施策を効果的に実施するための計画。

横手市特定間伐等促進計画

森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化のため、間伐等の実施を促進することを目的に、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第５条第１項に基づき策定された計画。森林の多面的な機能の持続的発揮を目的としている。

横手市農業再生協議会水田フル活用ビジョン

横手市の水田農業において、特色ある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となる計画のこと。地域の水田における作物ごとの取り組み方針や作付予定面積等を明らかにし、地域で共有することで、地域の特色ある産地づくりに向けた取り組みを推進することを目的としている。

横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法第10条第１項の規定に基づき、横手市が将来にわたって持続可能な社会を構築し、まち・ひと・しごとの創生を実現するため短中期的な目標と方向性や具体的な施策をまとめた地方版の総合戦略のこと。平成28年３月に策定された。

横手市緑化推進委員会

緑の募金の健全な発展を図るため、森林の整備及び緑化の推進に資することを目的として制定された「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき設置されている公益社団法人秋田県緑化推進委員会の活動を市町村に広めるため、設置されている委員会。

緑の募金の活動を通して、住民参加による郷土の緑化を推進し、住みよい生活環境をつくり、人間性を豊かにすることを目的としている。

横手農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その区域を具体的に定め、農業の健全な発展を図ることと土地資源の合理的な利用に寄与することを目的として、市で定めている計画のこと。農業振興地域に指定されている農地については、原則的に農業以外に利用することができない。

よこて農業創生大学事業

若者が希望を持って就農し所得確保を図ることにより、横手市農業の継続を目的として実施する横手市独自の施策。市の総合戦略の主要部分として位置づけられており、市実験農場を中心に、複合経営や６次産業化などの新たな高収益型農業経営モデルの構築や農産物のブランド化の推進のため、普及活動、栽培の研修・各種営農相談活動や新規作物試験栽培研究などの農業振興の拠点づくりを行う事業。

■ら行

酪農・肉用牛生産近代化計画

横手市の酪農及び肉用牛生産において、飼育から販売までの畜産経営の合理化や近代化などの経営基盤の確立、畜産物に係る安全・安心の確保及び家畜排せつ物の適正な管理などの環境対策等の今後の振興方針を位置付ける計画のこと。

６次産業化

これまで、農産物を生産・出荷していただけの農家が、農産物の加工や直売などの事業展開をすることで、付加価値が付いた収益性の高い農業となること。

農産物の生産（第一次産業）、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）の「１」と「２」と「３」を足し算（又は掛け算）すると「６」になることをもじった造語である。

よこてし
横手市

第２次横手市農業振興計画【平成 28 年度～平成 37 年度】

発　行：平成 28 年 11 月
編　集：秋田県横手市農林部

〒 013 − 8502　秋田県横手市旭川一丁目３番 41 号
電話番号　０１８２ − ３２ − ２１１２
ＦＡＸ　０１８２ − ３２ − ４０３７
ＵＲＬ　http://www.city.yokote.lg.jp/